

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和3年4月30日

村 田 町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				村田町菅生地区 集落地先	無	R3年度 ～ R7年度	村田町 地域資源保全隊
○				村田町足立地区 集落地先	無	R3年度 ～ R7年度	村田町 地域資源保全隊
○				村田町村田地区集 落地先及び小泉地 区集落地先	無	R3年度 ～ R7年度	村田町 地域資源保全隊
○				村田町沼辺地区 集落地先	無	R3年度 ～ R7年度	村田町 地域資源保全隊
○				村田町関場地区集 落地先及び沼田地 区集落地先	無	R3年度 ～ R7年度	村田町 地域資源保全隊